

臨時出店者が出店する場合には・・・

【行事における臨時営業等の取扱要綱】第8 臨時出店者に関する規定
「地域保健法（昭和22年法律第101号）第6条」

住民祭など公共目的を有する行事において、不特定多数を対象として簡易な施設を設け、食品を提供する行為を行う場合でも、以下の要件（年間の出店日数が限られているなど）を満たす場合は営業許可を必要としません。しかし、食品衛生上の危害の発生を防止するため、臨時出店者として保健所へ届出を行い、指導に従うことが必要です。

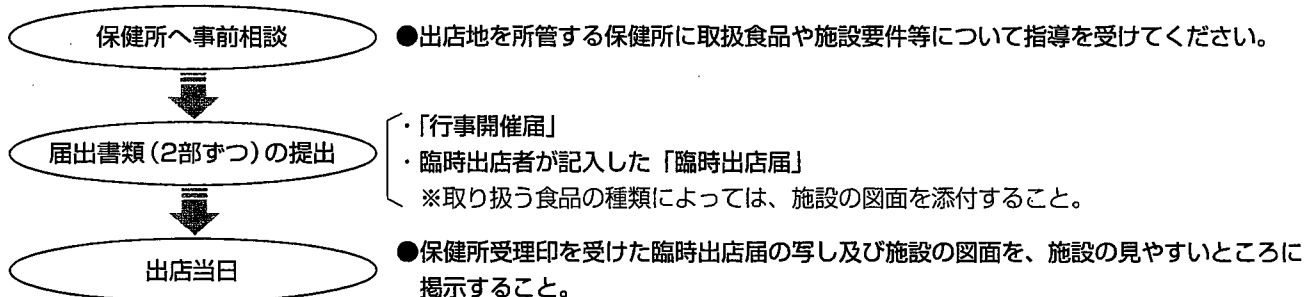
1 出店行事の範囲

臨時出店者は、以下の要件を満たすものをいいます。

- (1) 出店地を所管する地方公共団体（市町村及び都）、国又は住民団体が関与する公共目的を有する行事に出店すること。
〔例示〕 住民祭、産業祭など
- (2) 飲食店行為、菓子製造行為及び食料品販売行為を行うこと。
- (3) 出店日数が原則として1年に5日以下であること。

2 臨時出店の届出

行事主催者は、以下の行為を行ってください。



3 出店するに当たっての注意事項

- (1) 簡易な設備で出店する際は、取り扱う食品は臨時営業者に準じた表1に掲げるものに限ること。
- (2) 表2に示す食品を取り扱う際は、同表に掲げた取扱い及び施設設備要件の事項を遵守すること。
- (3) 行事の主催者及び臨時出店者は、食品を提供することのリスクと責任を十分に認識し、あらかじめ事故発生時の対応者や対応方法を決めておくこと。
- (4) 近隣に迷惑な行為をしない、また客にもさせないこと。
- (5) 出店場所、時間等について、関係法令に違反しないようにすること。
- (6) 出店に際しては、食品衛生法の規定を遵守すること。

臨時営業者と同等の簡易な施設の場合

⇒ 表1の範囲に限る。

出店場所が公民館や集会所など、給排水設備等の施設設備要件が満たされる場合

⇒ 表2の食品を取り扱うことも可。

表1、2以外の食品を取り扱う場合

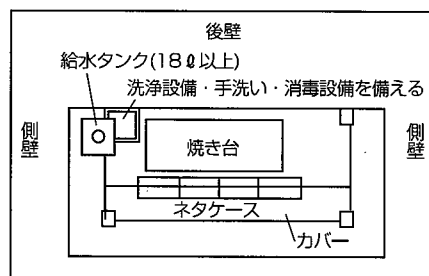
⇒ 営業店舗に準ずる施設を設けること。（詳細は、保健所に要相談のこと。）
※なお、その場合であっても、次ページの公衆衛生上講ずべき措置の基準及び取扱食品の原則（1）～（5）を守ること。

施設の要件（臨時営業者と同等の簡易な施設の場合）

構造	屋根、側壁を有し、清掃しやすく、すべての設備を収容することができるものであり、使用しない場合には、衛生的に保管できる構造の施設であること。
給水設備	蛇口のついた容量18ℓ以上のふたの付いた容器を備え、使用する水は、水道水又は水道法に定める水質基準に適合する水であること。
洗浄設備	器具類の洗浄設備及び手洗い設備を備えること。
排水設備	排水容器を備えること。
冷蔵設備	必要に応じて、取扱量に応じた性能と容量を有する冷蔵設備を備えること。
格納設備	食品及び器具・容器包装等を衛生的に保管できる格納設備を備えること。
食器類	食器類は、1回使用した後に廃棄するものを使用すること。
廃棄物用設備	廃棄物（客が使用した食器類を含む。）を衛生的に処理するためのふたの付いた容器を備えること。
消毒設備	手指を消毒するための消毒用薬品を入れた容器を備えること。

※取り扱う食品の種類によっては、上記のほかにも設備が必要となる場合があります。

施設 図面例



公衆衛生上講ずべき措置の基準

※臨時営業者の守るべき基準に準じて行うこと

- (1) 出店場所における調理、加工及び製造等の行為はすべて施設内で行うこと。
- (2) 食品及び器具・容器包装等は衛生的に取り扱うこと。
- (3) 手洗い設備には、せっけん及び消毒液を備え、常に使用できる状態にしておくこと。
- (4) 従事者は、つめを短く切り、食品を取り扱う前及び用便後には、手指の洗浄及び消毒を行うこと。
- (5) 施設周辺を清潔に保つこと。
- (6) 施設の補修及び水、消毒液等の補充に努めること。
- (7) 客が使用した食器等の処理は、営業者の責任で行うこと。
- (8) 廃棄物容器は汚液、汚臭等が漏れないようにし、かつ、清潔に保つこと。
- (9) 調理作業に従事する者は、清潔な衣服を着用すること。
- (10) 飲食物を介して感染するおそれのある疾病にかかったとき、又はその疾病の病原体を保有していることが判明したときは、そのおそれがなくなるまでの期間、食品に直接接触することのないよう食品の取扱作業には十分注意すること。

取扱食品の原則

※臨時営業者の守るべき原則に準じて行うこと

- (1) 生もの（さしみ、すし等）、生クリームを取り扱わない。
- (2) 原材料の細切等の仕込み行為はその場で行わない。
仕込みの必要な原材料を使用する場合は、あらかじめ営業許可を受けた施設等で仕込みを行い、必要に応じて使用（調理）直前まで十分に冷蔵したものを使用する。
- (3) かき氷には飲用水を使用し、削氷を行う際は、手指やほこり等で汚染されない構造の機械を用い、盛り付けは衛生的な器具を用いる。
- (4) その場での製造、加工及び調理に多量の水の使用を必要とするものは取り扱わない。
- (5) ところてん、かき氷、清涼飲料水及び酒類を除き、客への提供直前に加熱処理が行えるもの以外は取り扱わない。

※取扱食品は、以上の要件を満たし、かつ次頁以降に掲げる食品1品目に限る。

表1（臨時営業者と同等の簡易な施設で取り扱う場合）

分類	飲食店行為として取り扱うことのできる食品
煮物類	・事前に仕込み（細切、煮込み等）し、その場で煮込んだもの
焼物類	・事前に仕込み（細切等）し冷蔵した具をその場で焼いたもの ・焼きとり（鶏肉以外を含む）、焼肉類にあっては、その場において短時間で中心部まで加熱が十分にできる大きさ（一口サイズ）に事前に加工したもの
お好み焼類	・その場で水に溶いた小麦粉等と、事前に仕込み（細切等）した具をその場で混ぜ合わせて焼いたもの ・ピザ類にあっては、許可施設で製造されたピザ生地に事前に細切した具をのせて、その場で焼いたもの
茹物・蒸し物類	・農産物や事前に仕込みした具をその場で茹でるか、蒸したもの
めん類 (焼きそば類等)	・焼きそば ・焼きそば類似品にあっては、焼きそばと麺の種類が異なるだけで、水さらしなどの工程がなく、焼きそばと調理工程が同等のもの（例：焼ビーフン、チャブチェなど） ・即席カップ麺
揚物類	・事前に仕込み（細切等）した具を、その場で調製した溶き粉、パン粉につけて油で揚げたもの
喫茶類	・事前に調製した材料を用いて、その場で小分け、希釈、混合、調味するもので、通常喫茶店営業にて提供される飲料、茶菓、甘味食品
ドッグ類	・ソーセージ類をそのまま、もしくは衣を付けて焼くか油で揚げたもの ・ホットドッグ類 ・ハンバーガー類（パンに、熟調理した食肉ミンチ等をはさんだもの）
酒類	・日本酒、ビール、焼酎等 ・ビールサーバーによる提供にあっては、専門の業者により管理調整されたサーバーを用いること ※翌日の持ち越し不可
レトルト食品、 無菌包装米飯	・その場で加熱し、又はそのまま盛り付けて提供するもの

分類	菓子製造行為として取り扱うことのできる食品
焼菓子類	・事前に仕込み（混合、成形等）した具を、その場で焼いたもの
揚菓子類	・事前に仕込み（混合、成形等）した具を、その場で油で揚げたもの
団子菓子類	・事前に団子に成形したものを、その場で焼くか蒸すか、それに事前に仕込みした具をからめたもの
まんじゅう類	・事前に仕込み（混合、成形等）したまんじゅうを、その場で加熱したもの
もち菓子類	・事前についた餅に、事前に仕込みした具をからめたもの
あめ菓子類	・事前に仕込みした原料を用いて、その場で簡単な加工を行って作るあめ菓子
その他	・果実チョコ（果実にチョコレートをからめたもの） ・蒸しパン

食料品販売行為として取り扱うことのできる食品
<p>食品衛生法の販売業許可が不要な食品及び食料品等販売業の許可対象食品で、法令等により保存基準が定められていない食品 例…野菜・果実、煮豆、つくだ煮、漬物、魚介類加工品、菓子（洋生菓子を除く。）、アイスクリーム、レトルト食品、缶詰、びん詰食品 ※野菜・果実以外は、容器包装に入れられたものに限る。</p>

表2 (給排水設備など一定の設備要件が満たせる場合)

具体的な食中毒事例があるため、臨時業者と同様の取扱上の注意や施設の要件に加え、次の事項を必ず遵守すること

分類	取扱いの要件	調理提供の施設設備の要件	食中毒・違反事例	
			原因物質	主な発生要因
カレーライス類	<p>カレー</p> <ul style="list-style-type: none"> 野菜等は、許可施設又は清潔な場所で事前に仕込んだものとする。 当日煮込んだものとする。 残品の翌日への持ち越しはしないこと。 <p>ライス</p> <ul style="list-style-type: none"> できる限りレトルト又は無菌包装米飯を使用すること。 炊飯する場合は、炊飯後65℃以上に保温するか、2時間以内に提供すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 流水式洗浄設備 流水受槽式手洗い設備 <p>※いずれも給排水設備を完備(以下同じ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて冷蔵設備 	<p>ウエルシュ菌(カレー)</p> <p>黄色ブドウ球菌(ライス)</p> <p>セレウス菌(ライス)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●前日調製 ⇒ 長時間の常温放置による菌の増殖 ●手指からの汚染 ⇒ 長時間の常温放置による菌の増殖と毒素産生
めん類 ・うどん ・そば ・ラーメンなど	<p>めん</p> <ul style="list-style-type: none"> 許可施設又は清潔な場所で仕込んだものを使用すること。 当日に茹で、当日調製した汁をかけるものとする(水さらしは不可)。 必要に応じて冷蔵・冷凍など適切に保管すること。 <p>かけ汁</p> <ul style="list-style-type: none"> 調整は当日に行うこと(前日調整は不可)。 <p>具材</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前に許可施設又は清潔な場所で仕込んだものとする(生卵は不可)。 盛り付けは、はし、トング等を使用し、手で直接行わないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 流水式洗浄設備 流水受槽式手洗い設備 <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて冷蔵(冷凍)設備 	<p>サルモネラ(めんつゆ)</p> <p>ノロウイルス(うどん)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●前日調製 ⇒ 長時間の常温放置による菌の増殖 ●手指からの汚染 ⇒ 水さらし工程、玉取り工程での手指からの汚染
スパゲッティ(パスタ)	<p>パスタ</p> <ul style="list-style-type: none"> 許可施設又は清潔な場所で仕込んだもの(乾麺を含む)を使用すること。 当日茹でて2時間以内に提供すること。 <p>パスタソース</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記のカレーの取扱いに準ずること。(当日調製又はレトルト食品に限るなど) 		<p>セレウス菌(パスタ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●前日調製 ⇒ 長時間の常温放置による菌の増殖と毒素産生
アイスクリーム	<ul style="list-style-type: none"> アイスクリームは、許可施設で製造されたものを使用すること。 提供は、ディッシュアップ又はカセット式の機械を用いる方法によること。 ディッシュアップでは、使用の都度、器具を洗浄すること。 カセット式の場合も、汚染の都度、機械・器具等を洗浄すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 流水式洗浄設備 流水受槽式手洗い設備 冷凍設備 	<p>大腸菌群:陽性(規格に不適合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●器具の洗浄不良 ⇒ 洗浄消毒が不十分な器具等からの汚染

- ◆ 施設設備の要件…P.2の施設の要件に加えて設置すること
- ◆ 施設……………できる限り屋内の施設を利用することが望ましいこと
- ◆ 床……………屋外の場合、塵埃等の影響が少ない舗装された道路上やビニールシートの上望ましいこと
- ◆ 構造……………屋外の場合、屋根、三方の側壁を有し、前面の開口部はできるかぎり少ない方が望ましいこと

※ 取扱いに際しては、事前に図面等を用意して保健所に相談してください。

許可業種説明書

分類	許可業種	営業行為	該当食品	備考
法	飲食店営業	客席を設けて飲食物を調理・提供する行為	全ての調理食品、アルコール類	ワンカップ、缶ビールをそのまま提供する場合を除く
	飲食店営業(そうざい)	そうざい類を調理・製造し、店頭小売する行為	うなぎ蒲焼、天ぷら、焼き豚、コロッセ、フライ、ローストチキン、ハンバーグ	客席なし
	喫茶店営業	客席を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を提供する行為	酒類を除く飲料、トースト程度の軽食、アイスクリーム(ディッシュアップのみ)	サンドイッチの調理は飲食店営業
	魚介類販売業	鮮魚介類、鯨肉類の販売	鮮魚(淡水魚を含む)、むき身の貝、いかそうめん 〔冷凍を含む〕	活け魚、殻付き貝を除く
	乳類販売業	牛乳類の販売	牛乳、加工乳、乳飲料(コーヒー牛乳等)	はっ酵乳(ヨーグルト)、乳酸菌飲料を除く
	食肉販売業	畜肉及び食鳥肉の販売	牛、豚、馬及び食鳥の肉・内臓、生ソーセージ 〔冷凍を含む〕	衣付きカツを含む
	食肉製品製造業	ハム、ソーセージ、ベーコン等の製造	ハム、ソーセージ、ベーコン、ローストチキン、ハンバーグ、ミートボール、焼き鳥	専ら卸売
	魚肉ねり製品製造業	魚のすり身を原料とした加工品の製造卸売	魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコン、すし玉、かまぼこ、はんぺん、さつま揚げ、伊達巻	仕入れたすり身を用いた場合を除く
	食肉処理業	畜肉・食鳥肉のカット処理及び卸売	牛、豚、馬、めん羊、山羊、食鳥	
	菓子製造業	菓子類(パンを含む)の製造卸売	生菓子、パン、中華まん	焼き芋、ドライフルーツを除く
条例	食料品等販売業	そうざい類、弁当類、乳製品、食肉製品、魚介類加工品類等の小売	佃煮、煮豆、豆腐、ゆでめん類、弁当類(握り飯、すし、サンドイッチ等)、魚肉ねり製品、漬物、バター、チーズ、はっ酵乳、乳酸菌飲料、食肉製品、ゆでだこ、ゆでがに、中華まん その他の食品(そのまま食べられるそうざい類)	
	魚介類加工業	魚介類の加工及び卸売	乾物(煮干、するめ、丸干し、ひらき等)加工、削り節製造加工、貝のむき身加工、切り身加工	
細則	営業報告	右記該当食品の製造・販売	販売: 生菓子、魚介類加工品、乳製品、アイスクリーム類 製造: 漬け物(塩漬け又はぬか漬け)	営業開始後10日以内に届出

ご不明な点がありましたら、右記まで御相談ください。

《問い合わせ先》

中央区明石町12-1

中央区保健所 生活衛生課 食品衛生第一係
食品衛生第二係

TEL: 03-3541-5939

TEL: 03-3546-5399